

4月1日から名称を変更します。新名称は「**公益財団法人 秋田県暴力追放運動推進センター**」となります。活動内容の変更は、ありません。これまでどおり、暴力団壊滅に向けた活動、暴力団に係る相談、不当要求防止責任者講習の開催等を推進します。平成4年4月に秋田県公安委員会から「秋田県暴力追放運動推進センター」として指定を受け活動しています。この度、公安委員会から指定を受けている「秋田県暴力追放運動推進センター」を当法人の名称として登記替えを完了しております。略称「**秋田県暴追センター**」よろしくおねがいいたします。

新名称は、(公財)秋田県暴力追放運動推進センター

◎警察に偽装した電話番号に注意(着信画面の偽装表示に注意)

《ポイント～それは詐欺です、その警察官は本物ですか》

- 警察官が、電話で捜査対象(逮捕状がある)などと伝えることはありません。

そのような内容で**警察の電話番号から電話が架かってきた**場合は●「電話を切って警察相談専用電話(#9110)に相談する」●「電話を切ってから家族や知人に相談してから折り返し、自分で調べた電話番号にかけ直し確認する」●「速やかに近くの警察署へ相談する」～などをお勧めします。

※注意点～**相手から教示された電話番号には一旦電話を切っても折り返し電話をかけないでください。**

- 警察官がSNS(ラインやメール)で、やり取りすることはありません。
- 警察官が警察手帳や逮捕状の画像を見せたり送ったりする(テレビ電話含む)ことはありません。

□ 秋田県暴追センター豆知識

警察相談専用電話#9110(秋田県では、**県民安全相談センター**の名称)～ ストーカーやDV・悪質商法などのほか、犯罪や事故に当たるか判らないことがある時には、ご利用ください。電話をかけた地域を管轄する警察本部などの相談窓口につながります。警察では相談を受理するための総合的な窓口を開設し、相談を受け付けています。最寄りの警察署にある相談窓口へ直接出向かずに、電話で相談する場合は警察相談専用電話「#9110」をご利用ください。相談受付時間は平日の午前8時30分から午後5時までです。**(相談前の行動は控えましょう。)**相談時、専門の担当部署をご紹介します場合があります。

110番とは違います。「110番」は、今すぐ警察官に駆けつけてもらいたいような緊急の事件・事故などを受け付ける緊急通報ダイヤルです。年間938万件以上(令和4年中)の通報がありますが、その約2割が緊急対応を必要としない通報です。緊急の対応を必要としない用件で110番を利用すると、本来緊急を要する事件・事故への対応の遅れにつながり、結果として生命や身体の保護などに支障を生じさせるおそれがありますので、ご注意をお願いします。

◎ 相談による解決事例

事例1 ～ 特殊詐欺被害防止に関する相談

【相談内容】孫をかたる男から家に来るとい電話がかかってきたが、孫の声ではない。(女性:70代)

【警察の対応】特殊詐欺の電話と認め、相談者の協力を得てだまされた振り作戦を実施。相談者の自宅付近をうろついている男らを発見し、職務質問を開始したところ「受け子」であることが判明。男らを詐欺未遂で検挙した。

※必ず念押し、相談するなどしてください。暴力団の資金源になるなど、悪質な事例が多数あります。